

就労証明書等の提出について

- ・クラブを利用する理由に応じて提出する様式を選び、証明方法に基づいて記入してください。
- ・就労証明書は、保護者両親のほか、町内に在住する祖父母の書類も必要です。
- ・兄弟姉妹で入会する場合、兄姉は原本で妹弟は写しを提出ください。添付書類も同様です。
- ・記入漏れや内容確認の必要があるときは、証明者に問い合わせることがあります。

クラブを利用する理由と提出する様式について	証明方法
保護者が児童と離れて、日常の家事以外の仕事をしている。 会社員・公務員・団体職員・自営業者・農林漁業者 ↓ 「就労証明書」を提出。	会社、団体などに雇用されている ・記入事項の内容について雇用先（原則として代表者）に証明してもらう。 ・就労者本人の加筆・訂正は不可です。 自営業、農林漁業など ・(株)会社等の自営業者で代表者の方はご自分の証明でかまいません。
・保護者が病気やケガをしたリ、心身に障がい有する。 ・児童の親族に長期にわたる病人や、心身に障がいを持つ人がおり、常時看護をしている。 ↓ 「疾病等申告書」を提出。	病気・ケガ ・世帯員本人が病気やケガで保育が困難な場合、「疾病等申告書」を提出。 障がい ・心身の障がい等により児童の保育が困難な方は、記入事項について全て記入し、身体障がい者手帳等の写しを添付してください。 ・手帳が交付されていない場合は、「疾病等申告書」を提出。 親族の介護・看護 ・常時、親族の介護等で児童の保育が困難な方は、「疾病等申告書」に要介護者について記入し、身体障がい者手帳、介護保険被保険者証等があるときは写しを添付してください。
・就労予定（雇用内定）である ・入学予定または在学中である ↓ 「就労等予定書」を提出。	就職予定 ・雇用内定後に記入事項を全て記入して提出する。 ・実際に就労開始になれば、ただちに「就労証明書」を提出する。 入学予定または在学中（18歳以上の方） ・記入事項を全て記入し、合格証明書または在学証明書や学生証を添付して提出する。
・上記に該当しない「その他」の事由場合 ↓ 「自己申告書」を提出する。	その他に該当 ・特殊な事由で保育が困難な場合は、ケースによって添付していただく書類が変わります。 ・保育が困難な事情について詳しくお教えてください。関係各所と協議の上、検討します。